

# 日本大学三島高等学校・中学校奨学金給付規程

(平成14年7月5日制定 平成14年4月1日施行)  
(平成16年6月4日改正 平成16年4月1日施行)

## 第1章 総 則

(趣 旨)

第1条 この規程は、日本大学基金規程第5条に基づき、日本大学三島高等学校・中学校奨学金（以下奨学金という）給付についての必要事項を定める。

(資 金)

第2条 この規程に掲げる奨学金は、日本大学三島高等学校・中学校奨学金基金から給付する。

## 第2章 奨 学 金

(奨学生)

第3条 この規程に基づき、奨学金を受ける者を日本大学三島高等学校・中学校奨学生(以下奨学生という)という。

2 奨学生は、第1種奨学生、第2種奨学生及び第3種奨学生とする。

(資 格)

第4条 奨学生は、三島高等学校又は三島中学校に在学中の生徒で、次の条件を備えている者とする。

① 第1種奨学生

- (1) 学費の支弁が困難であること。
- (2) 学業成績が優秀であること。
- (3) 人物が優れていること。

② 第2種奨学生

- (1) 学費の支弁が困難であること。
- (2) 人物が優れていること。

③ 第3種奨学生

- (1) 不測の事態等により学費の支弁が困難であること。
- (2) 人物が優れていること。

2 特待生は、奨学生になることができない。

(募集・申請)

第5条 第1種及び第2種奨学生の募集は、毎年6月に行う。

2 第3種奨学生の申請は、随時受け付ける。

(申込手続)

第6条 奨学金の給付を希望する者は、所定の申請書に次の書類を添付して、校長に願出するものとする。

- ① 学費支弁者の経済状況を証する文書  
(源泉徴収票、離職証明書、り災証明書等)
- ② 成績証明書  
(第1学年生徒については、出身学校のもの)
- ③ クラス担任の推薦書

(選考決定)

第7条 奨学生は、奨学生選考委員会が第4条第1項各号の条件を基に選考の上、推薦した候補者について、校長が決定する。

(給付額等)

第8条 奨学金の給付額は、次のとおりとする。ただし、本大学において学費の減免又はその他地方公共団体等による奨学金その他の給付を受けている場合、その給付額を減ずることがある。

- ① 第1種奨学生 授業料1年分相当額を限度とする。
- ② 第2種奨学生 授業料1年分相当額の半額を限度とする。
- ③ 第3種奨学生 授業料1年分相当額を限度とする。

2 第1種奨学生及び第2種奨学生については、毎年7月に、第3種奨学生については、決定の都度給付する。

(給付期間)

第9条 奨学金の給付は、当該年度1か年とする。ただし、再選考を妨げない。

(給付停止及び返還)

第10条 奨学生選考委員会が、次の各号のいずれかにより奨学生を不適格と認めた場合には、校長は、奨学金の給付を停止し、又はその給付を取り消して、既に給付した奨学金の全部又は一部を返還させることができる。

- ① 休学又は退学したとき。
- ② 学則に違反する行為があったとき。
- ③ 第4条第1項各号に該当しなくなったとき。

(給付の復活)

第11条 前条第1号の休学による給付の停止を受けた者が復学したときは、保護者及び本人からの願出により、校長は給付を復活することができる。

## 第3章 選 考 委 員 会

(委員会)

第12条 奨学生候補者の選考その他諸事項を審議するため、奨学生選考委員会（以下委員会という）を置く。

(委員会の構成)

第13条 委員会は、次の者をもって構成し、委員は校長が委嘱する。

- ① 校 長
- ② 教 頭
- ③ 教 務 主 任
- ④ 生活指導主任
- ⑤ 生徒会指導主任
- ⑥ 進路指導主任
- ⑦ 保健衛生主任
- ⑧ 函 書 主 任
- ⑨ 広 報 主 任
- ⑩ 学 年 主 任
- ⑪ 事 務 課 長

(委員長)

第14条 委員会の委員長は、校長とする。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(委員会の招集)

第15条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(委員の任期)

第16条 委員長及び委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第4章 そ の 他

(予算・決算)

第17条 奨学金は、毎年度の予算・決算に計上するものとする。

(所 管)

第18条 奨学生に関する事務は、事務課が行う。

(内規等)

第19条 この規程に関するその他の必要事項は、内規等で別に定めることができる。

## 附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

## 本校の特待生・奨学金の制度

### 【特待生制度】

- 日本大学特待生（給付）  
日本大学附属高等学校特待生規定により、学業成績が特に優秀な生徒に対して、授業料1年分相当額が給付されます。  
＜令和6年度実績＞高校2年生2名、高校3年生3名、合計5名

### 【学内奨学金制度】

- 日本大学三島高等学校・中学校奨学金（給付）  
日本大学三島高等学校・中学校奨学金給付規定に基づき、家計の経済的理由により、学費の支弁が著しく困難な高校生に奨学金を給付します。  
＜令和6年度実績＞5名
- 日本大学三島後援会奨学生（給付）  
日本大学三島後援会奨学金給付要項に基づき、次のとおり奨学金が給付されます。
  - ・学力奨学生…成績が特に優秀な生徒に対して奨学金が給付されます。  
＜令和6年度実績＞30名
  - ・体育奨学生…運動能力が特に優れている生徒に対して奨学金が給付されます。  
＜令和6年度実績＞73名
  - ・学費支弁困難な者…家計の経済的理由により、学費の支弁が著しく困難な生徒に奨学金が給付されます。＜令和6年度実績＞10名

## 学外各種奨学金について

本校以外の各種奨学金につきましては、各都道府県・各市町村などの自治体が募集する奨学金と、会社や財団法人などが募集する奨学金があります。それぞれの団体から募集案内があった場合は、その都度、各クラスへ案内しますので、希望者はクラス担任または事務課へ申し出てください。

奨学金には貸与型と給付型があり、各団体により応募条件、金額等が異なりますので募集要項をよくご確認のうえ申請してください。

【参考】令和6年度に本校へ募集案内等のあった団体を掲載しております。

#### ＜各自治体等関連奨学金＞

- ・静岡県教育資金（貸与型）
- ・社会福祉法人静岡県育英会奨学金（貸与型）
- ・神奈川県高等学校奨学金（貸与型）
- ・小田原市高等学校等奨学金（給付型）
- ・各自治体等育英奨学金（貸与型）

#### ＜その他奨学金＞

- ・一般財団法人スルガ奨学財団奨学金（給付型）
- ・公益財団法人スズキ教育文化財団奨学金（給付型）
- ・公益財団法人似鳥国際奨学財団（給付型）
- ・あしなが育英会奨学金（貸与型＋給付型）
- ・アフラック小児がん経験者・がん遺児奨学金（給付型）
- ・公益財団法人交通遺児育英会奨学金（貸与型）
- ・公益財団法人マキヤ奨学会（給付型）
- ・公益信託木内建設記念奨学基金（給付型）
- ・公益信託山崎竹司郎学業支援基金（給付型）
- ・公益信託菱和設備創立記念奨学基金（給付型）
- ・一般財団法人廣田育英会奨学生（給付型）